

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
中学生海外派遣に関する事業 (中学生海外派遣事業)	国際化時代に対応し、幸田町の未来を担う生徒に夢と希望を持たせ、広い視野に立って郷土の発展を考え、国際感覚と豊かな心を育成するため中学生を海外に派遣する。	A	長年継続実施されており、生徒たちが外国語学習の目標として位置づけをしている事業である。しかし派遣団員を決定する上で選考方法の町民に対する説明が充分でなく、不透明感は否めない。高額な費用を要する事業であり、希望者数から判断すると実際に派遣される生徒はかなり少数であり、公平性及び費用対効果を踏まえると事業の実施、継続化の必要性は判断が分かれるところである。行政が直接行う必要があるかは、今後検討していく必要がある。
生涯学習講座・教室開催に関する事業 (親子ふれあい広場・シルバースクール等、生涯学習推進事業)	町民が、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択し学習できる環境を整えることを目標に、親子ふれあい広場、シルバースクールをはじめ各種講座、教室を開催している。	A	町民のニーズを把握し、魅力ある講座を多く開催しており受講者も増加している。今後は幸田町にとって更に「文化的・教育的水準」が高められるような講座を多く取り入れ、より質の高い講座開催に努められたい。 定員以上の申し込みがあり、抽選により受講できないという状況は好ましくないが、開催回数や定員数の見直しを図るなど、事務局として配慮はしている。今後は、託児の充実や受講者負担への配慮など、多くの町民に広く受講の機会を与えられるよう学習環境を整備されたい。
公民館管理運営に関する事業 (中央公民館・地区公民館管理委託等、公民館管理運営事業)	地域の人が、気軽に集まり話し合い、学習活動、趣味のサークル活動等ができる施設として公民館等を広く活用できるように、施設の適正な維持管理を行う。	A	社会教育施設として学習活動の場となるべき公民館において、利用申請の方法や他市町村と比べると使用できる備品が少ないため、利便性が低い部分がある。これらの改善を図るとともに住民ニーズを精査し、地域交流の場・防災拠点など、様々な活用が円滑になされるよう、地元とも協議調整し、地区公民館及び中央公民館が地域活動の中心となるよう進められたい。
町民大運動会開催に関する事業 (社会体育推進事業)	スポーツの普及と健康、体力の増進を図るとともに、ふれあいの場を形成して、明るく住みよい町づくりに寄与することを目的に、毎年10月に開催している。内容は、競争競技とレクリエーション競技となっており、毎年、幅広い参加者を得ている。	A	60年継続され、町民が一体となって楽しむことができる事業である。プログラムにおいて区対抗・各種団体・自由参加といった競技種目だけでなく、アトラクションを含めた種目をバランスよく配置し、あらゆる年齢層の方が参加できるように工夫されている。本事業を長く継続するために、地元の負担を少なくするよう引き続き配慮されたい。
郷土資料館運営に関する事業 (郷土資料館運営事業)	地方文化の発展と教育学習に寄与することを目的に、郷土の歴史研究、民具の収集・展示・保管および資料の調査研究を行う。	A	施設の老朽化が著しいことは理解するも、魅力ある展示品が少ないことが大きな課題である。定期的にイベントを開催し、学芸員を派遣する等、また、学校行事とタイアップすることで来館者数は確実に伸びてきているが、資料館として存在している以上、施設の老朽化対策を始め、アクセスの良い場所への移転の検討、人員配置の充実にも努められたい。

※ 対象事業欄の () 内は、主な取り組みの事業名



▲町民大運動会



▲中学生海外派遣



▲生涯学習講座

《今後の課題と対応》

今回の評価結果に基づき事業内容の見直しを進め、さらなる事業推進に努め、教育行政各施策の効果的な実施を目指します。教育委員会の施策に関する点検・評価について詳しくは、町ホームページ (<http://www.town.kota.lg.jp>) でご覧いただけます。また、本件に関するご意見は、下記までお寄せください。

問合せ 学校教育課 庶務グループ (内線422)

教育委員会の活動について点検・評価を行いました

幸田町教育委員会では、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に基づき、平成26年度の活動内容について点検・評価を行い、報告書を議会へ提出しましたので、その内容についてお知らせします。本年度は、以下の9事業について自己評価を行い、その結果について教育に関する学識経験を有する委員で構成された外部評価委員会に諮り、以下の結果を得ました。

総括意見 幸田町教育委員会施策外部評価委員会 委員長 石井 拓児

本年度は、9施策を対象に外部評価をおこなった。いずれの施策も前回平成24年度に実施された外部評価の結果をふまえ、教育委員会が真摯に検討し改善をすすめてきていることを高く評価するものである。「特別支援教育に関する事業」「外国人講師活用に関する事業」等は、概算事業費など負担の大きいものであるが、学校との連携を図りつつ適切に運用されていること、その他の事業においても利用者状況や講座受講者数等において着実な前進がみられることが確認された。今後も新しい時代の変化や子ども・保護者の新しいニーズを十分にふまえ、いっそうの事業の充実に取り組みられることを期待する。

「郷土資料館運営に関する事業」については、施設の老朽化と立地条件にかかわって各委員より厳しい意見が出された。本事業は、教育委員会施策であると同時に町づくり全体の方針に深くかかわる施策でもある。積極的で前向きな検討を開始することを特に期待するものである。

対象事業名	事業の概要	総合評価	外部評価委員会評価
特別支援教育に関する事業（通級指導嘱託教員・日本語指導嘱託教員・母国語対応支援員・特別支援介助員・学級補助嘱託教員配置事業）	町内全小中学校の特別な支援を必要とする児童生徒が、生き生きとした学校生活を送ることができるようにするために、自立や社会参加に向けた障害の程度に応じた適切な教育的支援を行う。 日本語教育の必要な児童生徒が、学校生活に必要な日本語を習得し、学校生活になじむことができるようにするために、取り出し指導などきめ細やかな個別指導や集団指導を行う。	A	集団への適応が困難な身体的障害や発達障害を持った児童生徒が、介助員や通級指導嘱託教員の支援を個々に受けることができる体制が整っていることは大変に好ましいと思われる。さらに、この体制を充実・発展させていくために、学校全体で特別支援教育を考え、支えていく体制づくりが大切であると考え。また、日本語教育が必要な児童生徒の急増に伴う母国語対応支援員の補充について、ポルトガル語以外の言語にも対応できるように、複数の母国語対応支援員の配置や行政部門と教育部門とが連携し、日本語支援の窓口を一本化するような所管課を越えたサポート体制を整えることが重要である。
学校運営推進に関する事業（学校評議員・学校評価委員制度）	町内全小中学校において、学校、家庭、地域が連携しながら開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営の改善、教育水準の向上に努める。 保護者や地域住民の意向を反映させながら学校運営を進めて説明責任を果たすとともに、教育活動や学校運営について学校自らが行う自己評価に対して該当学校の関係者による評価を行い結果を報告する。	A	学校評議員と学校評価委員の役割を明確にし、両者が兼務しないように配慮していることは、以前と比較して大きく改善された点である。学校が自ら評価を行い、その評価結果を学校評価委員の検討を経て、保護者等に開示・周知することにより、評価結果から見えてくる課題の解決や学校経営、理解に協力を得ることが必要であると考え。各種委員の活動内容がより一層明確になるよう、また会議が形骸化しないよう留意し、今後も意味のある会議を開催するように心掛けられたい。
安全対策推進に関する事業（不審者情報提供・防犯ホイッスル配布・緊急メール配信事業）	小中学生に危機意識や危険から自分の身を守るすべを身につけさせ、学校・家庭・地域が、一体となって子どもを守ろうとする機運を高めるために、緊急メール配信を行って、不審者情報を周知したり、各校の実情にあった安全教育、防犯教育を実施する。	A	学校・地域・保護者の安全対策に関する意識が高く、防犯ホイッスルの配付、緊急メール配信の活用、地域ボランティアの見守り等、活動内容は充実してきていると思われる。今後は「自分の身は自分で守る」という意識を、子どもたち自身の中でどのように育み、定着させるのかが大きな課題である。的確な判断をし、迅速に対応できるような子どもたちの育成に努められたい。
外国人講師活用に関する事業（外国人英語指導講師委託事業）	小中学生が、外国人に外国語を通して積極的にコミュニケーションをとる機会を作り、外国語に慣れ親しませるために、小中学校における授業やクラブ活動等の外国語活動（英語教育）の推進を図る。 小中学生が、異国の文化に興味・関心を抱くとともに自国の文化にも目を向け、国際理解を深める活動等を積極的に行うことができるように、教員の力量を高める研修を行う。	A	有能な外国人英語指導講師を配置し、担任と連携した本格的な外国語の授業を受けることで、子どもたちが外国語に慣れ親しむという目的は十分に達成されている。今後、小学校英語から中学校英語にスムーズに移行できるように、教育委員会が主体となって研修等を実施し講師と教員の指導に努められたい。高額の費用を要する事業であるが、業者選定時にプロポーザル方式を導入し、内容を重視した選定を実施していることは大変好ましい。今後も外国語に慣れ親しむ機会を設けるという事業を継続的に実施できるように配慮されたい。

古文書読み方講座に参加しませんか

皆さん、古文書を自由に読めるようになりましょう！
第1線で活躍する講師が丁寧に教えてくれます。

- と き** 5月から12月の土曜日 全15回
午後2時から午後4時
- ところ** 中央公民館、さくら会館
- 対 象** 町内在住・在勤者で古文書を読めるようになりたい人。
- 定 員** 10人 * 応募者多数時は抽選
- 講 師** 長屋隆幸氏 (名城大学講師)
高橋 賢氏 (愛知大学総合郷土研究所)
- 受講料** 1,000円
- 申込み** 4月22日(金)までに、生涯学習課 生涯学習グループ (内線195)へお申し込みください。



回	日程	講師	会場
第1回	5月7日(土)	高橋	中央公民館
第2回	5月28日(土)	高橋	中央公民館
第3回	6月11日(土)	長屋	中央公民館
第4回	6月25日(土)	高橋	中央公民館
第5回	7月9日(土)	高橋	さくら会館
第6回	7月16日(土)	長屋	中央公民館
第7回	8月6日(土)	高橋	中央公民館
第8回	8月27日(土)	高橋	中央公民館
第9回	9月17日(土)	長屋	中央公民館
第10回	9月24日(土)	長屋	さくら会館
第11回	10月8日(土)	長屋	中央公民館
第12回	10月22日(土)	長屋	中央公民館
第13回	11月5日(土)	高橋	中央公民館
第14回	11月19日(土)	長屋	中央公民館
第15回	12月10日(土)	長屋	中央公民館

親子ふれあいひろば (春の部) に集まれ!

子育てネットワークと一緒に親子で遊びながら、友だちをつくったり子育てについて考えてみたり。
みんなで集まって楽しくふれあう全7回(プラス1)の催しです。

- と き** ①パンダグループ: 5月12日~6月23日の木曜日で全7回 午前10時30分~11時30分
②コアラグループ: 5月13日~6月24日の金曜日で全7回 午前10時30分~11時30分
*そのほかに①②の希望者を対象にして、6月30日(木)に「パンダ・コアラ合同イベント」を計画しています。
- ところ** さくら会館ほか
- 内 容** 外遊びを中心とした親子遊び
- 対 象** 未就園児とその保護者(町内在住)
- 定 員** 各グループ25組 * 応募者多数時は抽選
- 指導者** 幸田町子育てネットワーク
- 受講料** 300円程度(傷害保険料として)
- 申込み** 4月5日(火)から4月15日(金)までに生涯学習課生涯学習グループ(内線197)へお申し込みください。

回	日程		内容
	パンダグループ	コアラグループ	
1	5月12日(木)	5月13日(金)	はじめましての会
2	5月19日(木)	5月20日(金)	おさんぽ
3	5月26日(木)	5月27日(金)	みんなで1・2・3
4	6月2日(木)	6月3日(金)	こんなときどうしますか?
5	6月9日(木)	6月10日(金)	砂場で遊ぼう! ぐちゃぐちゃぐにやぐにや
6	6月16日(木)	6月17日(金)	ぬりぬり・ちょきちょき・ ぺたぺた・わくわく
7	6月23日(木)	6月24日(金)	おわりの会
合同	6月30日(木)		おたのしみ♪



※内容は変更する場合があります。

後期高齢者医療制度 保険料率の改定

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率が改定されました。

平成 26・27 年度		平成 28・29 年度	
所得割率	9.00%	所得割率	9.54%
被保険者均等割額	45,761円	被保険者均等割額	46,984円

平成28年度の保険料額決定通知書は、7月中旬に送付する予定です。

問合せ 保険医療課 医療グループ（内線145）

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者の健康の保持増進を目的に、右の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します）。

ご利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード（初回利用時に保養所において交付）を提示してください。精算時に利用料金から1,000円を割引きます。

場所	協定保養所名	電話番号
田原市	シーサイド伊良湖	0531 - 35 - 1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533 - 68 - 4696
豊田市	豊田市 百年草	0565 - 62 - 0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568 - 67 - 3811
桑名市	名古屋市休養温泉 ホーム松ヶ島	0594 - 42 - 3330
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル	0562 - 82 - 0211

問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課
☎052 - 955 - 1205

皆様の健康づくり・介護予防を応援する「げんきかい」が始まります

あなたの地域で、健康づくり・介護予防をしませんか？

家庭でもできる簡単な運動、認知症予防のための頭の体操などを通して、健康づくり・介護予防を行います。

と き 5月から3月まで 月1回 午前10時～11時30分

対 象 おおよそ60歳以上の人

そのほか 参加希望の人は事前にお申し込みください。送迎バスも運行しています。

5月の開催日程

お住まいの学区	日時	場所
坂崎学区（長嶺・久保田・坂崎）	5月9日（月）	坂崎公民館
幸田学区（大草・高力・鷺田・新田）	5月26日（木）	大草老人憩の家
中央学区（岩堀・横落）	5月19日（木）	幸田町中央公民館
荻谷学区（荻・芦谷・幸田・桜坂）	5月12日（木）	芦谷公民館
深溝学区（里・市場・海谷・逆川）	5月16日（月）	市場公民館
豊坂学区（野場・永野・須美・六栗・上六栗・桐山）	5月23日（月）	高齢者ふれあいプラザ

申込み・問合せ 幸田町地域包括支援センター ☎62-7331

防災に関する協定を締結

愛知県L Pガス協会西三河支部岡崎分会、蒲郡石油業協同組合と協定締結

2月19日、愛知県L Pガス協会岡崎分会（幸田町内6社、岡崎市内48社）と「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を、蒲郡石油業協同組合（幸田町内6社）と「災害時応急活動用資機材等の提供に関する協定」を締結しました。

この愛知県L Pガス協会岡崎分会との協定は、被災者の方々が避難されている公共施設等へL Pガスの優先供給を行うものです。また、蒲郡石油業協同組合の協定は、避難所や緊急通行車両など、重要な施設・車両などを対象として燃料の優先供給を行うものです。

今後も町民の安全を守るため、地域防災力の向上に努めていきます。

愛知県L Pガス協会岡崎分会



▲分会長の山本守正氏（右）

蒲郡石油業協同組合



▲理事長の伊藤徳郎氏（右）

消防救急デジタル無線運用開始

電波法の改正により、消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、アナログ方式による150メガヘルツ帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに260メガヘルツ帯デジタル方式に移行する必要があるため、幸田町消防本部では、平成28年4月1日に運用を開始しました。

デジタル無線運用に際し導入した資機材

基地局設備

通信指令室から消防車、救急車、消防職員、消防団車両に連絡する設備です。幸田町のどこにいても無線で交信できるように基地局を設置しています。



▲基地局アンテナ



▲遠隔制御装置

移動局設備

消防車、救急車、消防職員、消防団車両、消防団員が災害現場で無線交信に使用する設備です。



▲車載型無線装置



▲車載型無線装置用空中線



▲署活系携帯無線機



▲携帯型無線装置



▲携帯型デジタル簡易無線機



▲可搬型無線装置

選挙事務アルバイト登録者を募集します

皆様に選挙を身近に感じていただき、選挙への関心を高めていただくために、選挙事務アルバイト（幸田町非常勤職員）の登録をしていただける人を募集します。7月に予定されている参議院選挙より選挙権年齢が引下げられます（18歳から投票可能）。大学生のみなさんも選挙に参加してみませんか。

応募資格	18歳以上で、責任を持って選挙事務を遂行できる人 * 高校生、選挙運動に従事する人および「幸田町非常勤職員の雇用、給与等に関する取扱要綱」の規定により65歳以上の人は応募できません。
業務内容	主に期日前投票所（幸田町中央公民館）および投票日当日の各投票所（町内9投票所）における受付、名簿対照または投票用紙の交付など
勤務日時など	①期日前投票期間 前半：午前8時15分～午後2時15分、後半：午後2時15分～午後8時15分 ②選挙の執行日 前半：午前6時30分～午後0時30分、後半：午後0時30分～午後8時30分 1日：午前6時30分～午後8時30分 * 期間中の勤務可能日時を確認した後に事務局にて割振りさせていただきます。
勤務場所	期日前投票所及び当日投票所のうち、選挙管理委員会が指定する場所
賃金	980円 / 時間 ①期日前投票事務 前半：5,880円、後半5,880円 ②当日投票事務 前半：5,880円、後半：7,105円、1日：12,740円 * 当日投票事務の後半及び1日の場合は休憩を含みます。
申込方法	選挙事務登録申込書（写真貼付）を選挙管理委員会へ提出してください（郵送可）。 なお、申込書は幸田町HPでダウンロードしていただくか選挙管理委員会で配布します。
申込期間	随時
そのほか	この登録は、申込書提出から平成29年3月31日まで有効とし、その間に選挙事務が発生した際は、登録者の中から、必要に応じ選挙管理委員会にて選考（勤務可能日時、経験、地域性等を考慮）し、採用します。
今後の選挙予定	平成28年7月執行予定（参議院議員一般選挙）
問合せ	幸田町選挙管理委員会（総務課内、内線361）



幸田町親切班作業員（非常勤職員）を募集します

応募資格	平成28年6月1日現在65歳未満の人で、心身ともに健康で業務に熱意を持って取り組むことができる人（定年65歳）
募集人員	1人
勤務内容	道路、河川維持業務（草刈り、側溝の清掃など）
採用予定年月日	平成28年6月1日（水）
勤務時間等	原則月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 週38時間45分以内
給与	幸田町嘱託・非常勤職員給与基準による
提出書類	①履歴書（市販のもので可） 写真1枚（申込み3か月以内の撮影 上半身 脱帽 縦4cm×横3cm程度）を履歴書に貼付すること。 ②健康診断書（医療機関） 採用予定年月日から1年以内に受診した住民健診、人間ドック等の検査結果の写しでも可 * 提出書類は一切返却しません。
選考方法	書類審査（第1次選考）、面接審査（第2次選考） * 書類審査の上、面接審査対象者を決定します。 * 書類審査の結果については、後日全員に文書にて通知します。 面接審査の日時、場所については、後日対象者に文書にて通知します。
申込期間	平成28年4月25日（月）まで 受付時間は午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日は休み） 郵送の場合は、受付期間末日の消印まで有効（消印なきものは無効）
申込み・問合せ	土木課 工務維持グループ（役場2階5番窓口、内線231）へお申し込みください。

各種手当をご存じですか？

児童の健全育成や高齢者および障がい者の福祉の増進を図るため、各種手当支給制度があります。

対象と思われる人で、まだ手当を受けていない人は、手続きをしてください。

手続き場所・問合せ

- ①、④～⑦ 福祉課 福祉グループ (内線153)
- ②、③ 福祉課 介護保険グループ (内線154)
- ⑧～⑪ こども課 (内線133)

名称	支給要件	所得制限
① 幸田町心身障害者扶助費	身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 * 下記の人は除きます ● 介護人が在宅介護手当受給者 ● 施設入所者 ● 65歳以上の新規・転入 * 手帳・等級変更の場合は、支給額の変更はありません。	無
② 幸田町在宅介護手当	要介護3～5で65歳以上の人を現に在宅で介護している同一世帯(住民票を同一にされている)の親族 * 対象者が入院、入所している期間は除きます。	無
③ 幸田町家族介護手当	要介護4または5で町民税非課税世帯の65歳以上の人を過去1年間介護保険サービスを受けず(ショートステイは7日以内なら可)に在宅で介護している同一世帯(住民票を同一にされている)の親族	有
④ 特別障害者手当	20歳以上で、知的または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な人 * 施設入所者、長期入院者は除きます。 ● 身体障害2級(一部を除く)以上の障がい重複している人 ● 身体障害2級(一部を除く)以上の障がいがあり、IQ20以下の人 ● 身体障害2級(一部を除く)以上の障がいまたはIQ20以下で、ほかに3級相当の障がい2つ以上ある人 ● 身体障害2級(一部を除く)以上の障がいまたはIQ20以下、もしくは、これと同程度の障がいまたは病状がある人で、日常生活でほぼ全面介護が必要な人	有

名称	支給要件	所得制限
⑤ 障害児福祉手当	20歳未満で、知的または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な児童 * 施設入所者は除きます。 ● 1級身体障がい児 ● 2級身体障がい児の一部(常時介護を必要とする人) ● IQ20以下の知的障がいまたは病状で常時介護が必要な人	有
⑥ 特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児(身体障害者手帳1～3級程度、療育手帳A・B判定、内部障がい、精神障がいなど)を養育している人	有
⑦ 愛知県在宅重度障害者手当	● 身体障害者手帳1・2級+IQ35以下の人(1種) ● 身体障害者手帳1・2(2種)の人 ● IQ35以下の人(2種) ● 身体障害者手帳3級+IQ50以下の人(2種) * 施設入所者、3ヵ月以上継続して入院している人および特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者、65歳以上の新規手帳取得者は除きます。	有
⑧ 児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人 * 公務員は勤務先から支給されます。	有
⑨ 児童扶養手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑩ 愛知県遺児手当	父または母、もしくは、両親のいない18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人 * 支給期間は認定から5年間です。 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	有
⑪ 幸田町遺児家庭扶助費	父または母、もしくは、両親のいない義務教育修了前の児童を養育している人 * 親の一方が重度の心身障がい者の場合は対象になります。	無

児童扶養手当額改定のお知らせ

児童扶養手当の手当額が平成28年4月分から以下のとおり改定されました。

変更前	変更後（平成28年4月分から）
○児童1人のとき 全部支給：月額42,000円 一部支給：月額41,990円～9,910円	○児童1人のとき 全部支給：月額42,330円 一部支給：月額42,320円～9,990円

※児童2人以上の加算額については変更はありません。
2人目：5,000円。3人目以降1人につき：3,000円

- * 次回支給予定は4月11日（12月分～3月分）です。
- * 改定された手当額が反映された支給は8月10日（4月分～7月分）となります。

問合せ こども課 児童育成グループ（内線131）

特別児童扶養手当額改定のお知らせ

特別児童扶養手当の手当額が平成28年4月分から以下のとおり改定されました。

区分	変更前	変更後（平成28年4月分～）
1級	月額 51,100円	月額 51,500円
2級	月額 34,030円	月額 34,300円

- * 次回支給予定は4月11日（12月分～3月分）です。
- * 改定された手当額が反映された支給は8月10日（4月分～7月分）となります。

問合せ 福祉課 福祉グループ（内線153）

特別障害者手当額改定のお知らせ

特別障害者手当の手当額が平成28年4月分から以下のとおり改定されました。

区分	変更前	変更後（平成28年4月分から）
A種	月額 33,470円	月額 33,680円
B種	月額 27,670円	月額 27,880円
C種	月額 26,620円	月額 26,830円

- * 次回支給予定は5月10日（2月分～4月分）です。

問合せ 福祉課 福祉グループ（内線153）

障害児福祉手当額改定のお知らせ

障害児福祉手当の手当額が平成28年4月分から以下のとおり改定されました。

区分	変更前	変更後（平成28年4月分から）
A種	月額 21,380円	月額 21,500円
B種	月額 15,630円	月額 15,750円
C種	月額 14,480円	月額 14,600円

- * 次回支給予定は5月10日（2月分～4月分）です。

問合せ 福祉課 福祉グループ（内線153）

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届出をしましょう

14日を超えると保険の給付を受けられないことがあります。

	手続きが必要なとき	必要なもの
国民健康保険に入る場合	町外から転入したとき	印鑑、転出証明書、世帯ですでに国保加入者がいる場合はその人の国民健康保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書または離職票
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国民健康保険をやめる場合	町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（まだ受け取っていない場合は証明書）
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証、葬祭を行ったかたの預金通帳など振込先がわかるもの、会葬礼状など葬祭を行った人の確認ができるもの
	障害により後期高齢者医療制度に入るとき	印鑑、国民健康保険証、障害者手帳
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、国民健康保険証、保護決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、国民健康保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、在学証明書または学生証
	施設入所のため町外へ転出するとき	印鑑、国民健康保険証、入所の確認ができるもの
	国民健康保険証をなくしたとき	印鑑

※届出には、この表に掲げるもの以外に、手続きをする人の運転免許証など本人確認ができるものと、対象となる人および世帯主の通知カードなど個人番号（マイナンバー）が確認できるものが必要です。

災害や失業などで医療費の支払いにお困りの人へ

災害や失業などで一時的に生活が苦しくなり、医療費の支払いが困難になったときは、医療費の窓口負担（一部負担金）が一定の基準により免除、減額または猶予される一部負担金の減免が受けられます。ご利用の人は、事前に申請が必要ですので、一度ご相談ください。

減免の基準	減免の程度	減免の期間
実収入月額が生活保護基準生活費の110%以下の世帯	一部負担金が全額免除	3か月以内
110%を超え120%以下の世帯	8割減額	
120%を超え130%以下の世帯	5割減額	
130%を超え140%以下の世帯	徴収猶予	

問合せ 保険医療課 国保年金グループ（内線143）

国民年金保険料の学生納付特例の申請のお知らせ

大学などに在学中の人はお支払いを猶予できます

学生本人の前年所得が一定額以下の場合、在学期間中の国民年金保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度を利用すると、4月から翌年3月までの保険料納付が猶予され、10年以内であれば後払い（追納）できます（免除を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます）。この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

【学生納付特例の申請対象期間と審査所得の関係】 *平成28年4月時点

区 分	申請の対象となる期間	審査の対象となる所得
平成25年度分	平成26年3月分	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年4月～27年3月分	平成25年中所得
平成27年度分	平成27年4月～28年3月分	平成26年中所得
平成28年度分	平成28年4月～29年3月分	平成27年中所得

申請時の注意点

- ①年度ごとに申請書の提出が必要です。
1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。
- ②過去の所得で審査します。
申請する年度に対応する前年所得（上の表のとおり）に基づき審査されます。
- ③平成28年4月以降、速やかに申請してください。
過去分の免除等は、申請が遅れると次のとおり対象となる期間が短くなります。
*平成28年4月中に免除等を申請 → 平成26年3月分まで
*平成28年5月中に免除等を申請 → 平成26年4月分まで
- ④持ち物
学生証、認印、年金手帳

平成28年度の国民年金保険料は月額16,260円です。

問合せ 保険医療課 国保年金グループ（内線141）
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎23-2515



福祉タクシー利用券が交付されます

一定の障がいがある人へタクシー利用助成券が交付されますので、申請してください。

対 象 町内在住で下記の手帳をお持ちの人

手帳の種類	対象基準
身体障害者手帳	1級から3級
療育手帳	A判定またはB判定
精神障害者保健福祉手帳	1級または2級

*自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象となりません。

助成額 年額35,000円分まで（500円券・200円券 各50枚）
*5月以降に申請される人は、定められた枚数分減らして交付されます。

申請に必要な物 対象となる障害者手帳・印鑑

申請場所 福祉課 福祉グループ

問合せ 障害者地域活動支援センター ☎63-2941

公共下水道処理開始区域拡大のお知らせ

平成27年度整備により下水道の使える区域が広がりました。快適で住みよい環境にするため、早期接続にご協力をお願いします。

①家庭や事業所から出る浄化槽排水や生活雑排水などは、速やかに下水道に接続してください。

②くみ取りトイレの家庭は、処理開始より3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続してください。

*排水は、直接下水道に接続していただくため、現使用の浄化槽は不要となります。

*排水設備接続工事を行う場合は、指定工事店で行ってください。

●下水道への早期接続のお願い

下水道は、川や海の汚れを防ぎ、快適なまちづくりのために重要な施設です。一日も早く、トイレ、洗濯、風呂、台所などからの汚水を下水道へ流す工事をしてください。

●下水道への一部接続家庭や井戸水利用の皆様へ

一部接続から全部接続への切り替え、井戸水の使用形態の変更や、ご家族の異動があった際には届出が必要となります。

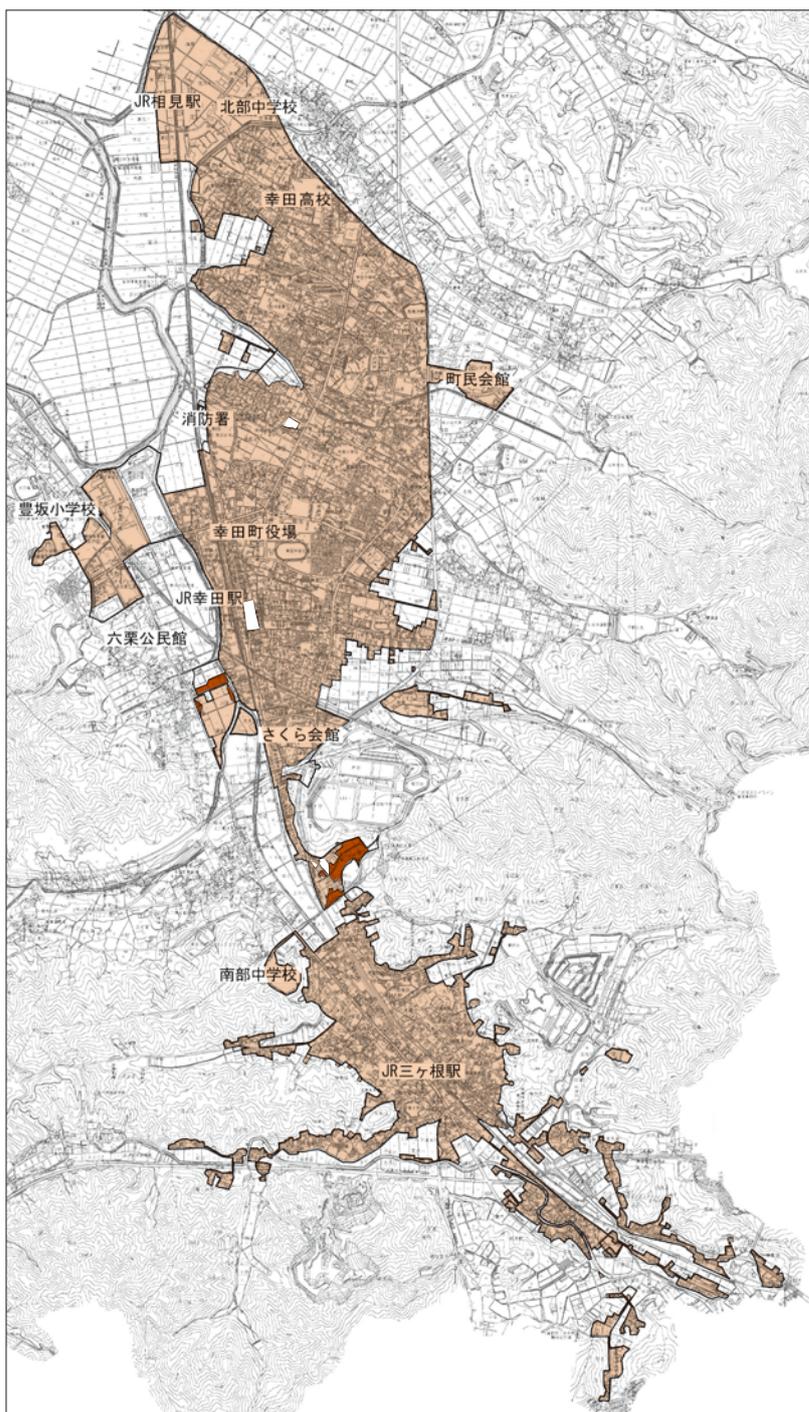
●雨水貯留浸透施設補助制度のお知らせ

雨水貯留浸透施設の設置を促進することにより、雨水の流出抑制、雨水の有効利用を図り、自然環境の保全と回復に寄与します。

*雨水貯留浸透施設とは…既存浄化槽
転用雨水貯留槽・雨水貯留槽・雨水浸透ます・雨水浸透管・浸透側溝・浸透性舗装が対象となります。

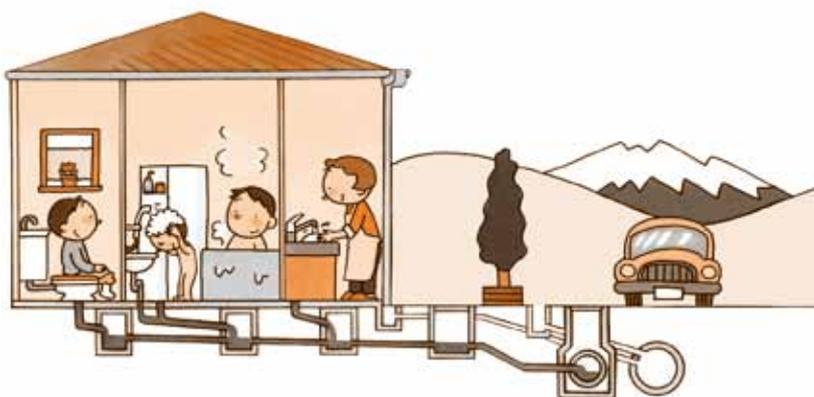
*補助金額は工事費の2/3です。ただし、上限は7万5千円です。事前審査がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

問合せ 下水道課 管理グループ
(内線241)



処理開始済地域

H 28.3.31 から処理開始地域



幸田町少年少女発明クラブの指導員を募集します

幸田町少年少女発明クラブでは、子どもたちに工作や科学を教えていただける指導員を募集しています。ものづくりで活躍されている人、企業などで研究開発をされている人、工作が得意な人など、現役・OBは問いません。子どもの創造力を育みたいとお考えの人は、随時募集していますので、是非ご連絡ください。

応募資格 子どもが好きで、工作や科学を教える意欲をお持ちの人

仕事内容 ①毎年1回程度の活動内容の考案と指導
②活動時の最低限必要な準備
③ほかの指導員が指導する時の補佐

指導対象 小学4年生から小学6年生

活動日 毎月1回程度 土曜日もしくは日曜日
午前9時30分～正午

(年4回程度の指導・補佐)

開催場所 中央公民館、愛知工科大学ほか

申込み 幸田町少年少女発明クラブ事務局
(企業立地課内、内線341)



犬の飼い主のみなさんへ

●狂犬病予防注射を受けましょう

あなたが飼っている愛犬は、毎年4月1日から6月30日の間に、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

予防注射を受けるときは、必ず、郵便はがき（平成28年度狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）を持参してください。

*都合の悪い人は、動物病院で受けることもできます。

対象 生後91日（3か月）以上の犬
費用 注射のみ：3,400円
*登録していない犬は、登録料3,000円が別途かかります。

●フンの後始末を！

道路や公園はみんなのものです。フンは必ず持ち帰り、飼い主の責任で片付けましょう。

●犬がいなくなったときは、環境課にもご連絡ください

飼い主を見つける手がかりになりますので、鑑札や注射済票を首輪に付けましょう。

問合せ 環境課 環境保全グループ
(内線271)



●平成28年度 狂犬病予防注射 実施日程

月 日	会 場	時 間
4月11日(月)	坂崎公民館	13:10~13:45
	高力老人憩の家	13:55~14:15
	新田老人憩の家	14:25~14:40
	永野老人憩の家	14:50~15:10
4月12日(火)	長嶺コミュニティホーム	13:10~13:25
	久保田コミュニティホーム	13:35~13:50
	大草老人憩の家	14:00~14:35
	鷺田公民館	14:45~15:10
4月13日(水)	岩堀公民館	13:10~13:35
	横落コミュニティセンター	13:45~14:05
	荻農村センター	14:15~14:25
	老人福祉センター	14:35~14:45
4月14日(木)	深溝児童館	14:55~15:10
	野場ふれあいセンター	13:10~13:35
	須美公民館	13:45~13:55
	桐山組合倉庫前	14:05~14:25
4月15日(金)	逆川農村センター	14:35~14:45
	海谷公民館	14:55~15:10
	芦谷公民館	13:10~13:35
	市場公民館	13:45~13:55
5月9日(月)	上六栗老人憩の家	14:05~14:15
	六栗公民館	14:25~14:35
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:45~15:10
	坂崎公民館	13:10~13:30
5月10日(火)	鷺田公民館	13:40~14:00
	大草老人憩の家	14:10~14:30
	芦谷公民館	14:40~15:00
	市場公民館	13:10~13:25
5月10日(火)	上六栗老人憩の家	13:35~13:45
	野場ふれあいセンター	13:55~14:10
	役場車庫棟前(保健センター隣)	14:20~14:45